

京都市告示第 518号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

令和6年1月4日

京都市長 門川 大作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する障害区分
青井 重善	京都府立医科大学附属病院	小児外科	心臓、腎臓、呼吸器、 ぼうこう・直腸、小腸、 肝臓	そしゃく、肢体
井口 雅史	京都府立医科大学附属病院	小児外科	小腸	そしゃく、肢 体、心臓、腎臓、 呼吸器、ぼうこ う・直腸、肝臓
金 聖和	京都府立医科大学附属病院	小児外科	肢体、腎臓、呼吸器、 ぼうこう・直腸、小腸、 肝臓	そしゃく、心臓
高山 勝平	京都府立医科大学附属病院	小児外科	肢体、腎臓、呼吸器、 ぼうこう・直腸、小腸、 肝臓	そしゃく
文野 誠久	京都府立医科大学附属病院	小児外科	肢体、心臓、腎臓、呼 吸器、ぼうこう・直腸、 小腸、肝臓	そしゃく

\*障害区分の視覚又は聴覚については、診療科目が眼科又は耳鼻咽喉科以外の  
場合、腫瘍や神経疾患等による視力喪失者又は聴力喪失者の診断に限る。

(地域リハビリテーション推進センター企画課)